

日医発第 531 号 (保 109)
平成 19 年 9 月 7 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

検査料の点数の取扱いについて

標記について、平成 19 年 8 月 31 日付保医発第 0831002 号で厚生労働省保険局医療課長から別添 1 のとおり取扱う通知があり、平成 19 年 9 月 1 日から適用となりました。

なお、今回の改正により、区分「D006」出血・凝固検査の「22」フィブリンモノマー複合体定量精密測定につきまして、従来の D I C に加え、静脈血栓症又は肺動脈血栓塞栓症の診断及び治療経過の観察が保険適用されましたが、現時点において「D I C の診断及び治療経過の観察」の適応しか有していない検査キットが存在いたしますので、検査の実施に当たっては、使用する検査キットの薬事法上の適応をご確認下さい。

本通知の内容に関して、本会において別添 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会雑誌 11 月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて

(平 19. 8. 31 保医発第 0831002 号厚生労働省保険局医療課長通知)

2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会保険医療課)

保医発第0831002号
平成19年8月31日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)の一部を下記のとおり改正し、平成19年9月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D006の(10)ア中「DIC」の次に「、
静脈血栓症又は肺動脈血栓塞栓症」を加える。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D014中(20)を(21)とし、(15)から(19)
までを(16)から(20)までとし、(14)の次に次のように加える。
(15) 血清中抗BP180NC16a抗体
ア 血清中抗BP180NC16a抗体は、区分「D014」自己抗体検
査の「18」の血清中抗デスモグレイン3抗体に準じて算定できる。

イ 血清中抗BP180NC16a抗体は、ELISA法により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。

- 3 別添1第2章第3部第1節第1款D023の(4)イに次のように加える。
なお、SDA法においては咽頭からの検体も算定できる。

(参考：新旧対照表)

◎ 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)別添1第2章第3部中

現 行	改 正 後
<p>D006 出血・凝固検査 (1)～(9) (略) (10) フィブリンモノマー複合体定量精密測定 ア 「22」のフィブリンモノマー複合体定量精密測定は、DICの診断及び治療経過の観察のために実施した場合に算定する。 イ (略)</p>	<p>D006 出血・凝固検査 (1)～(9) (略) (10) フィブリンモノマー複合体定量精密測定 ア 「22」のフィブリンモノマー複合体定量精密測定は、DIC、<u>静脈血栓症又は肺動脈血栓塞栓症</u>の診断及び治療経過の観察のために実施した場合に算定する。 イ (略)</p>
<p>D014 自己抗体検査 (1)～(14) (略)</p> <p>(15)～(20) (略)</p>	<p>D014 自己抗体検査 (1)～(14) (略) (15) <u>血清中抗BP180NC16a抗体</u> ア <u>血清中抗BP180NC16a抗体は、区分「D014」自己抗体検査の「18」の血清中抗デスモグレイン3抗体に準じて算定できる。</u> イ <u>血清中抗BP180NC16a抗体は、ELISA法により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。</u> (16)～(21) (略)</p>
<p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(3) (略) (4) 淋菌核酸増幅同定精密検査 ア (略) イ 淋菌核酸増幅同定精密検査は、LCR法による増幅と</p>	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(3) (略) (4) 淋菌核酸増幅同定精密検査 ア (略) イ 淋菌核酸増幅同定精密検査は、LCR法による増幅と</p>

E I A法による検出を組み合わせた方法、P C R法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はS D A法による。淋菌核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。

E I A法による検出を組み合わせた方法、P C R法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はS D A法による。淋菌核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、S D A法においては咽頭からの検体も算定できる。

■新たに保険適用が認められた検査

平成19年8月31日 保医発第0831002号(平成19年9月1日適用)

<p>1. フィブリンモノマー複合体定量精密測定 (EV-FIA法) (LA法)</p>	<p>D006 出血・凝固検査の22として算定する。</p>	<p>240点</p>
<p>平成18年3月6日保医発第0306001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D006出血・凝固検査」の(10)を右のように改める。</p>	<p>D006 出血・凝固検査 (10) フィブリンモノマー複合体定量精密測定 ア 「22」のフィブリンモノマー複合体定量精密測定は、DIC、<u>静脈血栓症又は肺動脈血栓塞栓症</u>の診断及び治療経過の観察のために実施した場合に算定する。 イ フィブリンモノマー複合体定量精密測定、「19」のトロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体(TAT)精密測定及び「20」のプロトロンビンフラグメントF1+2精密測定のうちいずれか複数を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>※ 下線部追加 ※ 静脈血栓症又は肺動脈血栓塞栓症の診断及び治療経過の観察については、使用する検査キットが薬事法上適応を有しているか確認すること。</p>	
<p>2. 血清中抗BP180NC16a抗体 (ELISA法)</p>	<p>D014 自己抗体検査の18に準じて算定する。</p>	<p>270点</p>
<p>平成18年3月6日保医発第0306001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D014自己抗体検査」の(15)～(20)を(16)～(21)とし、(14)の次に(15)として右のように加える。</p>	<p>D014 自己抗体検査 (15) 血清中抗BP180NC16a抗体 ア 血清中抗BP180NC16a抗体は、区分「D014」自己抗体検査の「18」の血清中抗デスマグレイン3抗体に準じて算定できる。 イ 血清中抗BP180NC16a抗体は、ELISA法により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。</p>	

<p>3. 淋菌核酸増幅同定精密検査 (SDA法)</p>	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査 の3として算定する。</p>	<p>210点</p>
<p>平成 18 年 3 月 6 日保医発第 0306001 号の別添 1 の第 2 章「特掲 診療料」第 3 部「検査」第 1 節「検 体検査料」第 1 款「検体検査実施 料」中、「D023 微生物核酸同定・定 量検査」の(4)を右のように改 める。</p>	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (4) 淋菌核酸増幅同定精密検査 ア 「3」の淋菌核酸増幅同定精密検査と「2」の淋 菌核酸同定精密検査、区分「D012」の「21」の淋菌 同定精密検査又は区分「D018」細菌培養同定検査を 併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。 イ 淋菌核酸増幅同定精密検査は、LCR法による増 幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR 法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法に よる検出を組み合わせた方法又はSDA法による。 淋菌核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器か らの検体によるものである。ただし、男子尿を含み 女子尿を含まない。<u>なお、SDA法においては咽頭 からの検体も算定できる。</u></p> <p>※ 下線部追加</p>	

(日本医師会保険医療課)